

2015 年度史学研究会例会 報告要旨

栗原麻子 「前4世紀アテナイにおける家の継承と家族の肖像」

ギリシア史研究において、家は19世紀以来、ポリス構造史上の基本テーマであった。家・家族をあらわすギリシア語はオイコスである。アリストテレスは『政治学』第1巻で、一对の夫妻と子、奴隷または耕牛からなる世帯をオイコスとし、これをポリスの最小の構成要素としている。クセノフォンの『家政論』が、夫妻のあいだの分業を描いていることもよく知られている。アテナイのオイコスは、夫婦を核とする単婚小家族として把握されてきた。しかし、アテナイの法制度は、法制上のオイコスが必ずしも一对の夫婦ではなく、むしろ双系の血筋にもとづいて継承される家系上の存在であったことを示している。

本報告では、オイコスの多義性を踏まえたうえで、まず、アテナイ国制上の家が、直系の男女を構成要素とし、世代を超えて承継される家系上の点としての個々のオイコスであり、妻を排除していたことを、「絶える家」「孤児の家」にたいする法制上の保護、養子縁組制度、葬送立法といった法制度の分析を通じて明らかにする。

次に、この家系としてのオイコスのイメージが、女・子供を含む大きな家としてのポリス共同体像を形成していたことを示す。ペリクレス市民権法は、法制上、家系としてのオイコスとパラレルの関係にあった。さらに、市民権をめぐるレトリックのなかで私生児・養子縁組といった家族をめぐる用語が用いられていることもその証左となるであろう。その意味で、オイコスはポリスの聖俗の共同体性の基盤であったのである。

とはいえ、前4世紀のアテナイにおいて、アリストテレスやクセノフォンが注目した、世帯としての家が等閑視されていたわけではない。奉納図や墓石に描かれる図像には、父母と子供たちからなる小集団が、祈りや感情的紐帯の単位として描かれている。世帯としての家は妻たちの関与を前提としていた。法制度の運用の場である民衆法廷においては、世帯や親族ネットワークにおける権利・義務関係や、親愛の情といった可変的な要素が、法律上の議論のなかにとりこまれている。民衆法廷で描かれる家族の肖像は、世帯としてのオイコスにおける親愛の関係を強調することによって、家系としてのオイコスの継続性を裏打ちし、実体化していたのである。

下倉渉 「訴える女たち—『嶽麓書院藏秦簡(参)』「識劫媿案」をめぐって—」

秦漢時代史の研究は、簡牘といった新出資料の増加によって、飛躍的に前進した。家族史も例外ではない。経書や史書などの伝世文献に依拠した従来の研究成果に対して、大幅な修正を要する様々な新事実が明らかになったのである。その中でもとりわけ研究者の関心を集めたのが、女性の地位に関する新たな知見であろう。例えば、秦律の段階において、夫が妻に傷を負わせた刑事罰は一般人間のそれと同等であった。これは唐律以降の量刑規定（一般人間よりも二等減刑）と明らかに異なっているのである。

本報告もまた新出資料を用いて秦代における「妻」について考察を行う。今回主に取り上げるのは、『嶽麓書院藏秦簡(参)』に収められた簡番号 108～136 の「識劫媿案（識が媿を劫かすの案例）」、この他に簡番号 142～149 の「同頭盗殺人案（同と頭が盗みて人を殺すの案例）」、及び簡番号 171～188 の「得之強与棄妻奸案（得之が強いて棄妻と奸するの案例）」に関しても、その一部分だけであるが、若干の検討を加える。「識劫媿案」は、比較的残欠部分が少なく、全体の内容がほぼ完全にわかる。当該簡を解読することによって、当時の結婚に関わる民間での慣行、また婚姻の届け出といった公的な手続き、更には当該社会における諸多の主従関係などといった点についても、その一斑を明らかにしえるものと期待される。

磯貝健一 「ロシア帝政期中央アジアのシャリーア法廷裁判文書に見える家族内紛争」

本報告は、ロシア帝国トルキスタン総督府(1867年成立)を構成した諸州のうち、フェルガナ州およびサマルカンド州のシャリーア法廷文書を利用しながら、(1)現地のムスリム住民が法廷での解決を目指した、あるいは、そこでの解決を目指さざるをえなかったタイプの家族内紛争について、これを内容面から類型化するとともに、(2)家族内紛争に関連する裁判の実例を紹介し、法廷の内外におけるその当事者達の振舞いを具体的に提示しようとするものである。

本報告で使用する主要な史料はファトワー文書である。ファトワー文書とは、シャリーア法廷裁判の際に原告や被告が自身の主張に法的な根拠を与え、これにより裁判を有利に展開させる目的で、ムフティーと呼ばれる法学者に作成させた、いわば法鑑定文書である。今回直接の分析対象とするファトワー文書は上述の二州で作成され、かつ、家族内紛争に関連するものに限定されるため、点数としてはせいぜい 100 点前後にとどまる。それでも

これらの文書から、当時のシャリーア法廷で受理された訴訟全体の中に家族内紛争が占めていた大凡の割合であるとか、または、法廷に持ち込まれた家族内紛争の具体的内容—その多くは離婚と相続に関連したものである—や、各々の紛争に際して当事者がなした主張や法廷の内外におけるその振舞いなどが一定程度まで明らかとなるであろう。

柿本真代 「日記と家庭教育—明治 20 年代を中心に」

日記は現在も教育の現場で用いられるツールのひとつである。特に夏休みや冬休みなど、特に小学校の休暇中に宿題として出されることが多く、家庭など学校外の暮らしと学校教育を結ぶ手段でもある。こうした教材としての日記の利用は近代の比較的早い時期から行われていたとの指摘があるが、明治 20 年代には児童雑誌の投稿に日記文が見られるほか、刊行された子ども向けの日記も出版される。また、この時期は家庭教育論が盛んになってくる時期でもあり、教材用の日記帳には「家業」や「自修」など、家庭での学習の様子や仕事について書かせる欄が存在する。

そこで本報告では、日記が学校教育と家庭教育の間に何をもたらしたのかを探るべく、家庭教育が学校教育に対してどのように考えられてきたのか、また教材としての日記の役割がどのように考えられてきたのかについて当時の議論を教育雑誌などから追跡しつつ、同時に 1895（明治 28）年から翌年にかけて高等小学校の生徒によって書かれた日誌についても検討する。この日記には教員の添削の形跡もあり、当時の高等小学校生徒の学校生活の様子だけでなく、家族間の教育がどのように行われていたのか、また実際にどのような日記指導が行われていたのかを知る格好の史料となっている。議論と実際の日記の両方を検討することによって、教材としての日記のねらいとそのずれを明らかにしていきたい。

湯澤規子 「近代産業形成期における農家経済構造の変化とその地域性—愛知県『農家経済調査』にみる農家の暮らし—」

本報告では、都市化と工業化が著しい大正期の愛知県で生じた農業の変化とその地域性を、個々の農家の暮らしを分析することから明らかにする。

愛知県の中でもとりわけ尾張地域は、1920 年代に小作争議が頻発した地域として知られ

ている。これは、都市と工業の発達による労働力需要の増大と労賃の高騰、米価の下落と凶作が重なって生じたことであった。このような状況に直面しながらも農業を継続した個々の農家は、都市化と工業化をどのようにとらえ、対応したのであろうか。同時期に愛知県下で進められた耕地整理事業、蔬菜栽培の拡大と技術革新、多角的農業経営の模索などは、農家にとってどのような意味があり、それは彼らの暮らしにどのような影響をもたらしたのだろうか。

大正 10(1921)年の愛知県は工場 7,457 (うち繊維工場は 2,984)、職工 141,897 人(男 53,576 人、女 88,637 人)を擁する日本有数の産業集積地域であった。工場数では東京、大阪に次ぐ規模である。中京はもちろん、阪神地域へも貨物の鉄道輸送が可能になっていたこの時期において、愛知県下の農家は工場労働市場へと労働力を送り出すとともに、都市住民や工場労働者の増大によって拡大した新たな農産物消費市場を充たす役割をも果たしていたはずである。

以上の問題意識にもとづき、具体的には、大正期から昭和初期にかけて愛知県農会が実施した『農家経済調査』の分析を通して、個々の農家の農業生産と消費動向を解明する。この調査には対象が比較的上層の農家に限られるという史料的限界が伴うが、扶養家族を含めた全構成員数、そのうちの労働人口と労働分担、経営の状況、兼業の有無と内容、家計費と食料費などが詳述されており、一農家の生産と消費の全体像を知ることができる。また、複数の郡を調査対象にしていることから、愛知県内での地域比較が可能である。本報告では、名古屋市(都市近郊園芸地域)、東春日井郡と知多郡(養蚕農村地域)、東加茂郡(山間部林業地域)の 4 地域を取り上げ、比較する。これらの地域では、同一農家に対して 3～4 回の継続調査が実施されている。このデータを用いて、家族の周期的律動に伴う農家の戦略を考察するための経年分析も試みたい。